

倉吉市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月17日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第25号

倉吉市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

倉吉市介護保険条例施行規則（平成12年倉吉市規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する場合の保険料の減免の特例)</p> <p>2 第5条第1項の規定にかかわらず、<u>令和3年度分及び令和4年度分</u>の保険料のうち、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限があるもの及び特別徴収対象年金給付（介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払日があるもので次に掲げる第1号被保険者に該当することとなった日が属する月から、当該年度分の保険料ごとに月割により算定した保険料を減免の対象とする。この場合において、減免することができる事由のうち2以上のものに該当する場合は、第6条第2項の規定にかかわらず、同条第1項各号又は次項各号に定めるもののうち減免の額が最も大きいものとなるいずれかの規定を適用するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> | <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する場合の保険料の減免の特例)</p> <p>2 第5条第1項の規定にかかわらず、<u>令和2年度分及び令和3年度分</u>の保険料のうち、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限があるもの及び特別徴収対象年金給付（介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払日があるもので次に掲げる第1号被保険者に該当することとなった日が属する月から、当該年度分の保険料ごとに月割により算定した保険料を減免の対象とする。この場合において、減免することができる事由のうち2以上のものに該当する場合は、第6条第2項の規定にかかわらず、同条第1項各号又は次項各号に定めるもののうち減免の額が最も大きいものとなるいずれかの規定を適用するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の倉吉市介護保険条例施行規則附則第2項及び第3項の規定は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にその納期限又は支払日が到来する保険料について適用し、令和4年4月1日前に納期限又は支払日が到来した保険料の減免については、なお従前の例による。